

田辺市新規開業資金利子補給制度のご案内

制 度 の 概 要

田辺市における新規開業を支援することを目的として、日本政策金融公庫又は和歌山県中小企業融資制度のうち、新規開業関係の資金融資を受けた方について、その支払利子額に対して一定割合の利子補給を行います。

1. 対象者の要件

- ①市内に住所を有する者で、市内で新規に事業を開始しようとするもの若しくは市内で既に事業を開始しているもので、事業を開始した日から起算して7年未満のもの又は商業登記法（昭和38年法律第125号）に規定する商業登記簿に登録されている本店若しくは支店を市内に有する法人で、市内で新規に事業を開始しようとするもの若しくは市内で既に事業を開始しているもので、事業を開始した日から起算して7年未満のもの
- ②下記の2に掲げる融資のいずれかを受けている者
- ③市税（国民健康保険税を含む。）を完納していること。

2. 対象となる融資制度

実施機関	融資名	資金使途
(株)日本政策金融公庫	新規開業に係る資金として、市長が適当と認めるもの （対象資金に該当するかは、日本政策金融公庫田辺支店 もしくは下記までお問合せください）	設備資金又は運転資金
和歌山県	新規開業資金（創業枠）	
	新規創業資金（創業サポート枠）	
	新規創業資金（再挑戦枠）	

3. 利子補給率等

利子補給利率	1. 5%以内
補助期間	5年間（ただし、開業後7年まで）
利子補給の対象となる融資の限度額	3000万円以内

申 請 手 続

当該年度の利子支払終了後（3月末頃）に申請をしていただきます（年度ごとに申請が必要です）。

下記の申請書類を「田辺市商工観光部商工振興課」又は「各行政局産業建設課商工観光係」へご提出下さい。利子支払実績等を確認後、申請頂いた方に利子補給補助金を直接お支払いいたします。

《申請書類》

- ①利子補給金交付申請書 ②利子補給金請求書 ③利子支払済額証明書・支払済額明細書
 - ④支払額明細表（又は償還計画表） ⑤市税完納証明書（国民健康保険税を含む） ⑥商業登記簿
 - ⑦創業（開業）した事業の概要がわかる書類 ⑧創業（開業）した日がわかる書類
- ※ ①～③の所定用紙は、市役所商工振興課にて用意しています。
ただし、③については、所定事項を記入し、金融機関により証明を受ける必要があります。また、金融機関所定の様式であっても、融資実行日、年利、返済期間等のほか、月々の支払済額が明示されており、当該金融機関の証明を受けたものであれば代用可能です。
- ※ ④については、融資借入の際、金融機関にて発行されるものです。
- ※ ⑤については、市役所収納課にて交付の申請（証明手数料200円が必要です）を行い発行してもらってください。
- ※ ⑥については、申請者が法人の場合に限ります。和歌山法務局田辺支局にて交付の申請を行ってください。
- ※ ⑦については、事業所の場所や名称、内容等がわかる書類を提出してください。
- ※ ⑧については、税務署や市役所税務課へ提出した開業届の写し、貸付申込書の写しなどの書類を提出してください。
- ※ 利子補給の対象となる融資かどうかを判断するため、金融機関に確認を行う場合があります。

お申し込み ・ お問い合わせ

田辺市 商工観光部 商工振興課

〒646-8545 田辺市東山一丁目5番1号

TEL：0739-26-9970 / FAX：0739-22-9903

田辺市新規開業資金利子補給関係書類送付依頼書

年 月 日

田 辺 市 長 あて

事業所住所

事業所名称

代表者氏名

電 話 番 号 () -

代表者住所

〔 法人にあっては、代表者住所欄には、主たる事務所の所在地
を記載してください。 〕

田辺市新規開業資金利子補給金の交付申請を行いたいため、関係書類を送付されたく依頼します。

創業（開業）日	年 月 日		
創業（開業）場所	住 所 事業所名		
事 業 内 容 (具 体 的 に 記 入)			
融資実施機関名	☐ (株)日本政策金融公庫 ☐ 和歌山県 (いずれかに☑)		
融 資 制 度 名	(制度・枠)		
用 途	☐ 運転 ☐ 設備 ☐ 運転・設備 (いずれかに☑)		
金 融 機 関 名	銀行・金庫・組合	店・所	
融 資 実 行 日	年 月 日		
融 資 金 額	金 円		
返 済 期 間 (利 子 支 払 期 間)	年 月 日から令和 年 月 日まで		
据 置 期 間	☐ なし ☐ あり 【 か月間 】 (いずれかに☑)		
利 率	年利 % 【 特利：当初 か月間 / 年 % 】		

※ 創業（開業）場所が、田辺市外である場合は本制度の対象となりません。

※ 補助の対象期間は、創業（開業）日から起算して7年間となります。

※ 融資実施機関名については、融資を受けている実施機関に☑を付けてください。

※ 融資制度名については、実施機関が(株)日本政策金融公庫である場合はご利用の融資制度名をご記入ください。この場合において、「新創業融資制度」や「創業支援貸付利率特例制度」等の特例制度が適用されているときは、あわせて（ ）内に制度名をご記入ください。

実施機関が和歌山県である場合は「新規開業資金」と記入するとともに（ ）内に枠名をご記入ください。

※ 金融機関名については、実施機関が和歌山県である場合のみ、ご利用（融資相談窓口）の金融機関名等をご記入ください。

※ 据置期間については、据置適用有無について該当する方に☑を入れてください。この場合において、据置が適用されている場合は、その適用月数を【 か月間】欄にご記入ください。

※ 特例利率が適用されている場合は、【特利： 】欄に適用月数及び特例利率をご記入ください。

※ 本制度の対象となる融資を複数受けられている場合は、融資ごとに本依頼書を作成してください。

※ 利子補給の対象となる融資かどうかを判断するため、金融機関に確認を行う場合があります。

田辺市新規開業資金利子補給補助金交付申請に係る関係書類の送付は、2月下旬～3月中旬を予定しています。（本依頼書の提出をもって、依頼者が本制度の対象要件を満たしていることを保証するものではありません。）